

令和6年度山梨県飼養衛生管理指導等計画

（ 令和6年3月5日
山梨県公表 ）

はじめに

- 1 本計画は、家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という）第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- 2 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とする。
- 3 本計画は3年ごとに見直しを行うものとし、見直しに際しては必要に応じ畜産関係団体等に意見を求めるものとする。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 山梨県の畜産業及び家畜衛生の現状

1 概要

本県の畜産は農業生産額全体の12.2%を占めており、果樹、野菜に次いで第3位である（令和4年山梨県農業及び水産業生産額実績）。畜産農家は県内全域に点在しているが、特に県南東部に位置する富士河口湖町及び県北西部に位置する北杜市には、農家が多数存在する。

本県の畜産振興及び家畜衛生に関する指導は、本庁である畜産課を軸に、東部家畜保健衛生所、西部家畜保健衛生所、畜産酪農技術センターの3つの出先機関が担っている。

2 飼養頭羽数

本県における主要家畜の飼養戸数及び頭羽数（令和5年8月末現在、家保調べ）は、次のとおりである。

畜種 地域	乳用牛		肉用牛		乗用馬		肥育馬	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
東部	26	2,542	14	1,176	21	126	1	1
西部	14	839	42	3,493	42	392	3	41
県全体	40	3,381	56	4,669	63	518	4	42

畜種 地域	豚		採卵鶏		肉用鶏		めん羊		山羊	
	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	頭数	戸数	頭数
東部	6	3,185	7	136	2	5	11	295	47	170
西部	12	7,081	27	470	10	380	9	33	63	177
県全体	18	10,266	34	606	12	385	20	328	110	347

※県関係機関は除く。鶏は100羽以上飼養農家、単位は千羽。

3 県内関係機関

県内における家畜衛生に関係する機関、団体等は、次表のとおりである。

国関係機関	4	農林水産省関東農政局山梨県拠点、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所、関東森林管理局山梨森林管理事務所、陸上自衛隊
県関係部局	21	<p><福祉保健部></p> <p>衛生薬務課、中北保健福祉事務所、峡東保健福祉事務所、峡南保健福祉事務所、富士・東部保健福祉事務所、食肉衛生検査所</p> <p><林政部></p> <p>県有林課、中北林務環境事務所、峡東林務環境事務所、峡南林務環境事務所、富士・東部林務環境事務所</p> <p><環境・エネルギー部></p> <p>自然共生推進課</p> <p><農政部></p> <p>農業技術課、畜産課、中北農務事務所、峡東農務事務所、峡南農務事務所、富士・東部農務事務所、東部家畜保健衛生所、西部家畜保健衛生所、畜産酪農技術センター</p>
市町村	27	<p><東部家畜保健衛生所管内> (7市3町6村)</p> <p>富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村</p> <p><西部家畜保健衛生所管内> (6市5町)</p> <p>甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町</p>
畜産関係団体	15	山梨県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会山梨県本部、山梨県農業共済組合、山梨県酪農業協同組合、(公財)山梨県子牛育成協会、(公財)山梨県馬事振興センター、(公財)山梨県農業振興公社、(公社)山梨県獣医師会、(公社)山梨県畜産協会、(一社)山梨県配合飼料価格安定基金協会、(一社)山梨県農業会議、(株)山梨食肉流通センター、甲斐食産(株)、山梨県家畜改良協会、山梨県家畜人工授精師協会
生産者団体	6	山梨県養豚協会、山梨県養鶏協会、甲州牛・甲州ワインビーフ推進協議会、甲州富士桜ポーク生産組合、甲州地どり生産組合
協定締結団体	8	(一社)山梨県建設業協会、(一社)山梨県ペストコントロール協会、NPO 法人コメリ災害対策センター、(一社)日本塗装協業会山梨県支部、山梨県高圧ガス溶材組合、峡南衛生組合、エルテックサービス株式会社、山梨県鷹工業連合会
その他関係団体	2	山梨県動物薬品器材協会、(一社)山梨県猟友会

※県関係は特に家畜衛生に関連のある部局についてのみ記載。

II 家畜の飼養衛生管理に関する主体ごとの役割

家畜の伝染性疾病の発生予防に万全を期すためには、農場における病原体の侵入防止対策の徹底とともに、野生動物等におけるまん延防止の徹底が重要であることから、本県における家畜衛生に携わる主体ごとに、次のとおり、役割を担っていく必要がある。

- (1) 家畜の所有者は、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には近隣の家畜の飼養農場や関連のある家畜の飼養農場等に損害を与える可能性があることを念頭に置き、家畜の適正な飼養衛生管理が畜産経営の基本であるという理念の下、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止について自らの責任を自覚し、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、衛生管理区域への病原体の侵入を防止し、家畜への感染を防ぐため飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。
- (2) 県は、当該地域の過去の疾病の発生状況、家畜の飼養状況、家畜衛生上の課題等に精通し、地域の実情に即した飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を実施するとともに、野生動物等における疾病の浸潤状況を適時把握し、適切なまん延防止対策を行う。
- (3) 市町村及び畜産関係団体、生産者団体は、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の一端を担っているという認識の下、県が行う家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の施策に協働する。

III 家畜の伝染性疾病の発生状況と家畜衛生上の課題

1 概要

家畜の伝染性疾病の発生を防止するためには、家畜衛生に関連する関係者（県、市町村、関係団体、家畜の所有者等）による密な連携が重要であり、平常時から家畜衛生情報を適時・適切に共有できる体制づくりが必要となる。

県から家畜の所有者に対しては、飼養衛生管理基準への理解を促すとともに、家畜の所有者による自己点検及び家畜防疫員等による確認・結果のフィードバックによって、PDCAサイクルを回していく必要がある。また、家畜の所有者への指導にあたっては、指導力の高位平準化が求められる。

家畜の伝染性疾病への対策としては、疾病ごとの症状の特徴、病原体の生残性、適正な消毒薬の使用法といった獣医学的知見に加え、病性鑑定結果、飼養衛生管理状況、投薬状況等のマクロ及びミクロのデータに基づく効率的・効果的な指導が重要である。

2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

本県における特に問題となっている家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題については、次のとおりである。

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	ヨーネ病については、平成27年度に県内で6年ぶりに発生して以降、継続して発生が確認されている。	発生農場に対し引き続き清浄化に向けた指導を行うとともに、早期の摘発・淘汰等まん延防止対策が必要である。

豚	豚熱については、令和元年度に県内 1 と畜場及び 1 農場で、令和 3 年度に 2 農場で確認された。野生いのししにおいては感染個体が継続して確認されている。	野生いのししで継続発生しているため、養豚農場の野生動物侵入防止対策の強化など飼養衛生管理基準の遵守徹底が必要である。
---	---	--

3 各主体における課題

- (1) 家畜の所有者は、飼養衛生管理基準の内容を十分に理解し、飼養衛生管理マニュアルに基づいた衛生的な管理を行うとともに、異状の早期発見・早期通報に努める。また、飼養衛生管理者を選任し、平常時から従業員に対し指導を行う。加えて、家伝法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保又は焼却若しくは化製のための準備を行う。
- (2) 県は、家畜の所有者及び関係団体に対し、飼養衛生管理基準の内容の普及を図るとともに、農場における遵守状況を把握し、適切な指導等を行う。また、平常時から連絡体制を確保し、疾病発生時の対応の周知や、発生を想定した防疫演習等の実施により、効果的かつ効率的な飼養衛生管理の再徹底を行う。
家畜の所有者に対し埋却地の確保について助言・指導を行うとともに、確保された埋却地が使用困難となった場合等を想定し、埋却可能な県有地や市有地等の確保又は焼却施設の利用が円滑に行われるような体制を整える。
- (3) 市町村及び関係団体は、家畜の所有者との関係構築に努め、最新の家畜衛生に関する情報の共有及び農場に関する情報の収集を行う。
- (4) 獣医師等は、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き等を活用し、定期的に指導力の強化に取り組むとともに、家畜の伝染性疾病に関する十分な知識を修得し、疾病の早期発見に努める。

IV 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

平常時から家畜の所有者と連絡を密に取り合い、信頼関係を構築するとともに、家畜衛生情報の周知及び指導を適時・適切に行っていく。また、家畜の所有者への指導にあたっては、市町村や関係団体と情報を共有し、必要に応じて共に立入検査を実施する等、協働体制を構築する。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

原則として、第一章 I 2 の主要家畜を飼養する小規模農場※以外の農場について巡回指導の対象とする。過去の遵守状況等を鑑み、家畜防疫員が巡回指導を行う必要がないと判断した農場についてはこの限りではないが、計画期間中、全ての農場に 1 回は、家畜防疫員が立ち入りを行う。小規模農場及び巡回指導が必要ないと判断した農場については、電話やファックス等を用いて遵守状況の確認を行う。

また、飼養衛生管理基準の遵守状況について、自己点検の結果も併せて確認し、自己点検の方法についても必要な指導を行う。特に、全ての豚又はいのししの所有者及び飼養衛生管

理者に対しては、3か月に一度、自己点検を行うことを、全ての家きん所有者及び飼養衛生管理者に対しては、毎年、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の9月頃から自己点検を開始し、シーズン中は不遵守事項がなくなるまで毎月繰り返して行うことを指導する。
※家伝法施行規則第21条の6に定める頭羽数の家畜を飼養する農場及び所有者をいう。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

1 農場におけるサーベイランス

家伝法、牛海綿状脳症対策特別措置法、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針、アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針、家畜伝染病予防事業における全国的サーベイランスの実施について（農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等に基づき、3月上旬までに翌年度の検査計画を作成する。作成した計画について、実施の目的、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日、検査の方法を3月中旬に告示し、それに基づき検査を実施することにより、県内農場における疾病の動向を把握する。

2 野生動物におけるサーベイランス

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、死亡及び捕獲した野生いのししの豚熱の抗体検査及び遺伝子検査を実施し、また、アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、死亡した野生いのししのアフリカ豚熱の遺伝子検査を実施することにより、県内野生いのししにおける疾病の浸潤状況を把握する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

農場への病原体の持ち込みを防止するため、特に国外から国内への人や物の動きが活発になる時期や野鳥の飛来時期を中心に、次の事項について重点的に指導を実施する。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域・時期	実施の方法
牛、鹿、めん羊及び山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等の準備 	<p>県下全域 12～3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農場への立入検査 ・電話等による聞き取り調査
豚及びいのしし	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・処理済みの飼料の利用 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・畜舎外での病原体による汚染防止 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 	<p>県下全域 12～3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農場への立入検査 ・電話等による聞き取り調査

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域・時期	実施の方法
鶏、あひる、きじ、だちょう及びぼろぼろ鳥	<ul style="list-style-type: none"> ・家きんの所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 	<p>県下全域 9～11月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農場への立入検査 ・電話等による聞き取り調査
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・器具の定期的な清掃又は消毒等 	<p>県下全域 通年</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農場への立入検査 ・電話等による聞き取り調査

2 各年度の優先事項等

各畜種における飼養衛生管理基準のうち優先的に指導を実施すべき事項については、年度ごとに定めるものとする。

II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

埋却地については、県及び市町村の関係部局や関係団体とも協力し、場所の選定及び埋却地としての適性等について検討を進めていく。焼却施設の利用についても、市町村の関係部局や施設管理者と調整を進めていく。

また、家畜の所有者から、農場の分割管理についての相談があった際には、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

県は、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に自衛防疫団体等を設置した場合には、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介等の支援を行う。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保

- (1) 県は家畜防疫員確保のため、県獣医師会と協力し、平時から民間獣医師のリストアップを行う。
- (2) 獣医系大学が主催する学生向け説明会への参加や、家畜保健衛生所での研修生の受け入れを行い、家畜衛生業務に対する理解を醸成する。

2 家畜防疫員の育成

- (1) 採用1年目の新任職員を対象に、家畜衛生業務に関する知識と技術を習得する機会を設ける。
- (2) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が開催する家畜衛生講習会等に参加し、家畜衛生に関する最新の知見や指導に有益な技術を取得する。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

家畜の所有者は、原則として、飼養衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を1名選任するものとする。ただし、同一農場において、適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合においては、複数の衛生管理区域の管理者を兼務しても差し支えない。

また、飼養衛生管理者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、管理する農場名及び衛生管理区域名、当該衛生管理区域の代表者住所のいずれかに変更があった場合は、すみやかに所管する家畜保健衛生所に届け出ることとする。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

県は、飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることを目的に、飼養衛生管理者に対し、以下の内容について原則として毎年1回研修の機会を設けるとともに、飼養衛生管理の適正な実施に必要な情報について、郵送等により随時提供する。

- ① 海外及び国内（特に本県及び近県）における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- ② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③ 飼養衛生管理者がその他の従事者等に対し行う教育等の方法
- ④ 本県の指導計画の内容
- ⑤ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

- (1) 国から家畜伝染病に関する情報共有があった際には、その内容について、適宜メーリングリストを活用したメール送信又は家畜保健衛生所たより等により、飼養衛生管理者へ情報提供を行う。
- (2) 言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国からの技能実習生等に対しては、飼養衛生管理マニュアルの多言語化や外国語による資料の作成・提供等により情報提供を行うよう努める。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

1 年間指導スケジュール

県は、年間を通じた指導スケジュールを作成する。特に第三章 I 1 の指導については、飼養衛生管理者が行う自己点検の結果に基づき、家伝法第 51 条に基づく立入検査を原則として年 1 回以上実施するとともに、未達成の項目については適宜フォローアップを行う。

2 指導、助言、勧告及び命令

家伝法第 12 条の 5 に基づく指導及び助言、家伝法第 12 条の 6 第 1 項に基づく勧告、家伝法第 12 条の 6 第 2 項に基づく命令は、「家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準に関する事務実施要領」（平成 29 年 2 月 1 日付け畜第 2582 号山梨県農政部長通知）に基づいて行う。指導、助言、勧告及び命令の実施状況については、四半期ごとに国へ報告する。

3 命令違反者の公表

家畜所有者が命令に違反した際には、家畜の飼養農場の名称及び所在地、代表者名又は家畜の所有者の氏名、違反事由等を県ホームページで公表するとともに、速やかに国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
山梨県防疫対策強化推進チーム	農政部畜産課、東部家畜保健衛生所、西部家畜保健衛生所	H27. 6. 5	農政部畜産課	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫マニュアルの改訂に関すること ・防疫措置手引書の作成に関すること ・畜産関係団体、市町村等への協力依頼に関すること ・その他防疫措置に関すること
山梨県CSF感染拡大防止対策協議会	<p><県></p> <p>農政部畜産課、農政部農業技術課、環境・エネルギー一部自然共生推進課、各農務事務所、東西家畜保健衛生所、畜産酪農技術センター</p> <p><関係機関・団体></p> <p>県内 27 市町村関係課、(一社)山梨県猟友会、(公社)山梨県畜産協会</p>	R2. 1. 9	(公社)山梨県畜産協会	<ul style="list-style-type: none"> ・野生いのししへの豚熱経口ワクチン散布に関すること ・野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査に関すること
関東甲信越北陸ブロック家畜衛生協議会	<p><農林水産省></p> <p>消費・安全局動物衛生課、消費・安全局畜産安全管理課、動物検疫所、動物医薬品検査所、関東農政局、北陸農政局</p> <p><関東甲信越北陸ブロック都県></p> <p>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県</p>	—	関東甲信越北陸ブロック家畜衛生協議会事務局	ブロック内各都県の家畜衛生上の課題に関すること
東京都・神奈川県・山梨県県境防疫会議	東京都家畜保健衛生所、神奈川県中央家畜保健衛生所、山梨県東部家畜保健衛生所	—	各都県持ち回り	都県境における防疫対策の円滑な推進に関すること
山梨県・静岡県県境防疫会議	山梨県東部家畜保健衛生所、静岡県東部家畜保健衛生所	—	各県持ち回り	県境における防疫対策の円滑な推進に関すること
群馬県・山梨県・長野県県境防疫会議	群馬県吾妻家畜保健衛生所、群馬県西部家畜保健衛生所、山梨県西部家畜保健衛生所、長野県佐久家畜保健衛生所、長野県伊那家畜保健衛生所	—	各県持ち回り	県境における防疫対策の円滑な推進に関すること

II 家畜伝染病の発生時における緊急対応に関する方針

県内で家畜伝染病が発生した際には「山梨県危機管理対策本部（特定家畜伝染病対策本部）設置要綱及び設置要領」に基づき対策本部を設置し、迅速かつ的確に防疫措置を実施するとともに、疾病のまん延防止と早期撲滅を図る。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- 1 観光牧場については、人や車の往来が多いことから、入場口での靴底消毒や手指の消毒及び通用口から入る車両消毒を徹底するよう指導する。
- 2 動物園等における牛・豚等偶蹄類や飼養鳥については、福祉保健部と連携しながら、異常を発見した場合には、すみやかに情報を共有できる体制づくりを行う。
- 3 死亡野鳥の検査については、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る山梨県対応マニュアル」に基づき、環境・エネルギー部と連携し対応を行う。
- 4 野生いのししについては、豚熱やアフリカ豚熱の検査を東部家畜保健衛生所で行い、その結果を農政部農業技術課や環境・エネルギー部と共有する。

(参考1) 優先事項等

令和6～8年度

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由
牛、鹿、めん羊及び山羊	①衛生管理区域の設定 ②衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 ③埋却地等の準備	県下全域	・ 遵守率向上のため ・ 確保済みの埋却地の実効性を確認するため
豚及びいのしし	①衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ②衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ③畜舎に立ち入る者の手指消毒等 ④畜舎外での病原体による汚染防止 ⑤野生動物の侵入防止のためのネット等の設置等 ⑥埋却地等の準備	県下全域	・ 遵守率向上のため ・ 確保済みの埋却地の実効性を確認するため
鶏、あひる、きじ、だちょう及びほろほろ鳥	①衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ②野生動物の侵入防止のためのネット等の設置等 ③埋却地等の準備	県下全域	・ 遵守率向上のため ・ 確保済みの埋却地の実効性を確認するため
馬	①家畜の所有者の責務 ②衛生管理区域の設定 ③器具の定期的な清掃・消毒等	県下全域	・ 遵守率向上のため

(参考2) 令和6年度 サーベイランス等スケジュール

家畜区分	対象疾病名	実施方法			
		地域	期間	検査対象	方法
牛	ブルセラ症	県下全域	通年	種畜、輸入後1年を経過した繁殖牛又は搾乳牛、流死産の病性鑑定牛	ELISA
牛	結核	県下全域	通年	ブルセラ症と同一個体(種畜検査対象を除く)	ツベルクリン
牛	ヨーネ病	東部：富士河口湖町 西部：北杜市以外	通年	6ヶ月齢以上の乳用牛、肉用繁殖和牛、入牧牛、導入牛等	ELISA、PCR
牛	牛伝染性リンパ腫	県下全域	通年	入牧牛、導入牛、定期検査対象牛等	ELISA
牛	伝達性海綿状脳症	県下全域	通年	特定症状を呈する牛、 特定症状以外のBSEが否定できない牛	ELISA
牛	アカバネ病	県下全域	6~11月	抽出農場の牛	中和試験
馬	馬伝染性貧血	県下全域	通年	輸入馬	寒天ゲル内沈降反応
馬	馬インフルエンザ	県下全域	通年	呼吸器症状を示す馬	簡易キット
豚	オーエスキー病	県下全域	通年	AD防疫対策要領で定められた豚等	凝集反応、ELISA
豚	豚熱	県下全域	通年	肥育豚及び繁殖豚、病性鑑定豚	ELISA、PCR
豚	アフリカ豚熱	県下全域	通年	病性鑑定豚	PCR
豚	豚インフルエンザ	県下全域	通年	呼吸器症状を示す病性鑑定豚	ウイルス分離、PCR
豚	豚流行性下痢	県下全域	通年	疑わしい症状を示す豚	PCR
豚	豚繁殖・呼吸障害症候群	県下全域	通年	病性鑑定豚	ELISA
鶏	ニューカッスル病	県下全域	通年	定点・強化モニタリング対象鶏	HI試験
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	県下全域	通年	定点・強化モニタリング対象鶏	ELISA、ウイルス分離
蜜蜂	腐蛆病	県下全域	通年	定飼・転飼蜂群	PCR、肉眼検査
野生いのしし	豚熱	県下全域	通年	死亡・捕獲個体	ELISA、PCR
野生いのしし	アフリカ豚熱	県下全域	通年	死亡・捕獲個体	PCR

(参考3) 年間指導スケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生産者による自己点検		報告のための自己点検		政令 (県へ点検結果等を提出 牛豚馬)		政令 (鶏) (県へ点検結果等を提出)								報告のための自己点検	
家保による確認・指導						定期巡回指導			立入検査(鶏)			立入検査(牛豚)			
畜産課による確認・報告	指針 国へ指導等状況報告			指針 国へ指導等状況報告			指針 国へ遵守状況報告			指針 国へ指導等状況報告				指針 国へ指導等状況報告	
<p>家保の指導に基づく改善・生産者による再点検</p> <p>生産者の自己点検に基づく指導・指導状況の報告</p>															

政令 家伝法施行規則 指針 飼養衛生管理指導等指針